

選挙管理委員会規則

公益社団法人東京都山岳連盟

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人東京都山岳連盟役員選任規程第3条に基づき、理事、及び監事の選任に係わる事務を厳正に行うための選挙管理委員会の必要な事項について定める。

(選挙管理委員会の設置と権限)

第2条 会長は、選挙管理委員会（以下、委員会）を理事会の議決に基づく会長の委嘱による3名以上5名以内の選挙管理委員（以下、委員）により設置する。

- 2 会長は、理事・監事を選任する総会の3月前までに前項の委員会を設置し、その氏名等を正会員に通知するものとする。
- 3 前項により設置された委員会は、役員選任に係わる一切の事務の独立した権限を持ち、定款、及び役員選任規程、役員選任規程細則、並びにこの規則に拠らない事項、また、裁定が必要な事項について最終的な決定を行う。

(委員の任期と資格)

第3条 委員の任期は、会長による委嘱の日から理事、及び監事を選任する総会が終了するまでとする。

- 2 理事・監事の候補者、及び候補者の推薦人は、委員になれない。

(選挙管理委員長を選任)

第4条 選挙管理委員会を代表し統括する選挙管理委員長（以下、委員長）は、委員の互選により選任するものとする。

(招集)

第5条 委員会は、前条に定める委員長が招集する。招集にあたり、期日や会場、議題等の必要事項を事前に通知する。

(委員会の主な業務)

第6条 委員会は、定款、及び役員選任選任規程、並びにこの規則に基づき役員を選任に係わる一切の業務を行う。

- 2 前条の業務の主なものは以下のとおりとする。
 - (1) 候補者名簿の作成と正会員に対するその告知
 - (2) 投票用の用紙の作成と正会員への配布
 - (3) 投票の集計
 - (4) 総会での投票結果の報告

(5) 厳正な選任が行われるために必要な全て過程の監理

- 3 委員長は、公益社団法人東京山岳連盟事務局長に前項(1)と(2)に定める業務を補助させることができる。

(運営に要する経費)

第7条 委員会の運営に要する以下の経費は、事務局配当予算を充てる。委員長は、経費の請求、及び精算を所定の書式に基づき迅速に行い、かつ適正に執行する。ただし、1件10,000円を超える場合は、事務局長、及び財務部長の事前の承認を得る。

- (1) 委員の会場までのバス、電車等公共交通機関の往復交通費
- (2) はがき、切手等の通信費
- (3) 印刷物に係る用紙代、印刷費
- (4) 会場費
- (5) 会議費
- (6) その他、委員長と事務局長の協議により必要とされた経費

(承認と改定)

第8条 この規則は、平成26年12月5日に行われた理事会において承認され、翌日から施行された。

なお、今後は必要があるときは、運営委員会でこの規則を改定するものとする。

(附則)

令和3年2月2日 第2条の3項に役員選任規程細則を追記

第6条の3項にある事務局長の補助を前項(1)、(2)のみとする